

議案第9号

桐生市トシオシルバー就学援助基金条例案

桐生市トシオシルバー就学援助基金条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月16日提出

桐生市長 荒木 恵 司

桐生市トシオシルバー就学援助基金条例

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して行う援助(以下「就学援助」という。)の財源に充てるため、桐生市トシオシルバー就学援助基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第9号 桐生市トシオシルバー就学援助基金条例案

就学援助制度の中の「新入学準備金」への活用を希望する個人からの寄附金の受入先として基金を創設するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金条例を制定しようとするものです。